



所長コメント

先日東京へ行ったとき 久しぶりに秋葉原に寄ってみた。
秋葉原は日本を代表する家電の街だ。アジアの観光客が大学押し寄せ、両手いっぱい炊飯器などの家電製品を抱えている姿がよくマスコミに登場した。最近中国・韓国の嫌日ムードの高まりもあり、また自国の家電メーカーの力も向上し、以前ほどではないらしい。テレビ・パソコン・スマホ更には白物家電、日本を代表するパナソニック、ソニーやシャープは追い詰められている。

秋葉原も最近街の電器屋さんがアニメやゲームの販売店に押しやられている。これも時代の流れか、でもアニメやゲームでは日本の家電メーカーのように何万人もの雇用を生み出すことはまず無理だろう。

アベノミクスの第三の矢、成長戦略は先日発表された。規制を緩和し、民間主導による成長戦略、日本が再び活力を取り戻すことができるか、正念場である。

社長の仕事 税理士 大場史郎

飲食店は日によって忙しい日、暇な日の差が激しい。どうしても待つビジネスであるため、むらが出るのはやむを得ない。たとえば、週末の金曜日は忙しいだろうと予測して、厨房やホールに人を厚く配置させる。ところがふたを開けてみると、目算が狂うこともしばしばある。逆に週初めの月曜日のお客様は少ないだろうと思って、スタッフを薄めに配置すると、予想外に顧客があり、うれしい悲鳴を上げることもある。しかし逆にお客様でみたら、注文した料理が遅く、待ちきれなくてキレる人も出てくるケースもあるので、必ずしも店にとっていいとは言いきれない。

両方とも経営者にとっては昔からある悩ましい問題ではある。それを解消するために、早く予約する場合は割引や特典を付けたりするケースはある。

今日問題にしたいのは、あてが外れた、暇な時の過ごし方である。

経営者が気を付けなければいけないのは、

- 1 従業員の前で、ため息ばかりついて不機嫌になること。その場の空気が悪くなり、彼らも居辛くなる。
- 2 パート従業員を予定より早く上がらせて帰らせること。確かに経費削減にはなるが、元々お金を稼いだ

めに来ているのに、予定より早く帰らされたりするとモチベーションが下がり、最悪辞めてしまう場合もある。

飲食店は待ちの商売だから、どうしても見込みが外れることもある。外れた場合はため息をつくのではなく、それを当たり前と考えて、前向きに明日に顧客を呼ぶための準備をすべきです。

- 1 普段できないところの掃除をする。
- 2 食器戸棚やロッカーの整理をする。
- 3 最近来ていない顧客へ手紙やメールを出すまたは御近所にビラを配る。
- 4 繁盛店のビデオや専門誌のコピーなどを使って、ミニ勉強会をする。

普段からそういう日もあると、想定して準備をしておかなければいけない。顧客が来ないからといって、ただだらと時間を過ごすのと違って、その積み重ねは後で差が出る。これは飲食店に限ったことではない。また仕事に限ったことでもない。想定外のことがおきたとき、急にキャンセルが入ったときなど、空いた時間をうまく使いきる社長は伸びる社長でしょうね。



“代襲相続”

Aさん:「代襲相続」ってどんな相続?

わたし:「相続」は、亡くなった人の財産が他の人に引き継がれることだね。民法によって相続人と定められている者を「法定相続人」というんだ。被相続人の配偶者(妻や夫)は常に相続人になるんだけど、それ以外の人については、相続の順位が定められているんだ。第1順位は被相続人の子だけど、●①『被相続人の子が相続の開始(被相続人の死亡)以前に死亡したときは、その者の子(ただし、被相続人の直系卑属に限るとされているから、被相続人の孫。)がこれを代襲して(代わって)相続人になるんだ。なお、この代襲者が相続の開始(被相続人の死亡)以前に死亡した場合は、その代襲者の子(被相続人のひ孫)が更にこれを代襲して相続するよ。』第2順位は被相続人の直系尊属(ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にするから、まず父母、それらがいなければ祖父母。)だよ。第3順位は被相続人の兄弟姉妹だけど、●②『それらが相続の開始(被相続人の死亡)以前に死亡したときは、その者の子(被相続人の甥・姪)がそれらを代襲して(代わって)相続人になるんだ。なお、この代襲者(被相続人の甥・姪)が相続の開始(被相続人の死亡)以前に死亡した場合には、その代襲者の子(被相続人の甥・姪の子)は更にこれを代襲して相続できないことになっているんだ。』代襲相続は、この●①、●②の形態の相続のことだよ。

Aさん:具体例で説明してもらえると分かりやすいんだけど。

わたし:例えば、X(男)が死亡したら、相続人は妻(常に相続人)と子だよ。だけど、子がXの死亡以前に死亡している場合は、子の子(Xの孫)が子を代襲して(代わって)相続するんだ。さらに子の子(Xの孫)がXの死亡以前に死亡している場合は、子の子の子(Xのひ孫)が子を代襲して(代わって)相続することになるんだ。これが●①だよ。妻は生きているが、独身の子はすでに死亡していて、父母・祖父母もすでに死亡しているというX(男)が死亡したら、相続人は妻(常に相続人)とXの兄弟姉妹なんだけど、Xの兄弟姉妹がXの死亡以前に死亡している場合は、その者の子(Xの甥・姪)がこれらを代襲して(代わって)相続人になるんだ。なお、この代襲者の再代襲相続は認められていないんだ。これが●②だよ。

Aさん:やっと分かったよ。

重要

私傷病休職の対応

社会保険労務士
キャリアカウンセラー
田村 実



従業員が業務上災害で会社を休まなければいけない場合、その期間休職が与えられ、解雇や退職を奨める手続きは禁止されています。それでは、業務外の私傷病で従業員が長期休職をしなければならない場合はどのように対応すればよいでしょうか。

中小企業にとって、従業員が勤務でいないことは即売上に連動する会社も少なくありません。また、働いていないのに有給休暇を使われては、経営者として痛手です。しかし、貴重な人材を解雇してしまうことは、これもまた痛手であり、日本の法律において「解雇」は大変難しく、考えるところです。

そんな時、就業規則の整備によって、対応できるケースがあります。私傷病で欠勤後、一定の期間を置いて会社がその従業員に「休職」を命じる規程を就業規則上でつくり、その後この「休職」期間が一定期間過ぎても復職できない場合、退職とする規程を盛り込みます。私傷病による欠勤や休職の規程は法律になく、会社が独自に設定することができます。

私傷病で休む期間の内、最初の期間については、「欠勤」となり、その後、欠勤が長引くために会社が命じる休みは「休職」となります。「欠勤」とは労務に服さなければならないが、働けない期間であり、「休職」は労働を免除される期間のことです。年次有給休暇は、労働日に与えられるもので、「休職」は労働日にはあらず、年次有給休暇を取得する期間には当てはまりません。

「欠勤」・・・年次有給休暇を取得できる

「休職」・・・年次有給休暇の付与の対象にならない

この「欠勤」期間を一般的には1ヵ月ほどに定めている会社が多いようです。その後「業務外の疾病により〇ヵ月以上欠勤する場合、会社は休職を命じる」と就業規則に規程します。そして「休業期間が〇〇ヵ月を経過した時、休職事由が継続している場合自然退職とする」と規程します。休職期間の上限は一般的に6ヵ月を超える規程が多いようです。

「休職」満了後に自然退職する場合、会社が一方的に判断するのではなく、医者の診断書により判断するようにしたほうがよいです。ハローワークで退職の手続きをする上でも「診断書」を必要とします。

消費税、5%が8%になってしまわない様、 注意してください。

税理士

吉國 雄一郎



消費税が平成26年4月1日より、現行の5%から8%に引き上げられます。

今回は、建設業等の請負工事を例にとって説明します。

もちろん、平成26年3月31日までに、引き渡し完了した工事については当然5%となります。

問題は、消費税が5%の時に請負契約を交わし、8%に引き上げとなった後に工事物件の引き渡しがあった場合に係る消費税です。

ここで、ポイントとなる日が平成25年10月1日(指定日)となります。

「請負契約」の場合で、引き渡し日が平成26年4月1日以降である工事の場合、**契約の日が指定日である平成25年10月1日の前**、つまり、平成25年9月30日までであれば5%となり、契約の日が指定日以後であれば8%となります。もちろん、その場合契約書に消費税5%と明記されていても、税金の計算では8%として計算することとなります。

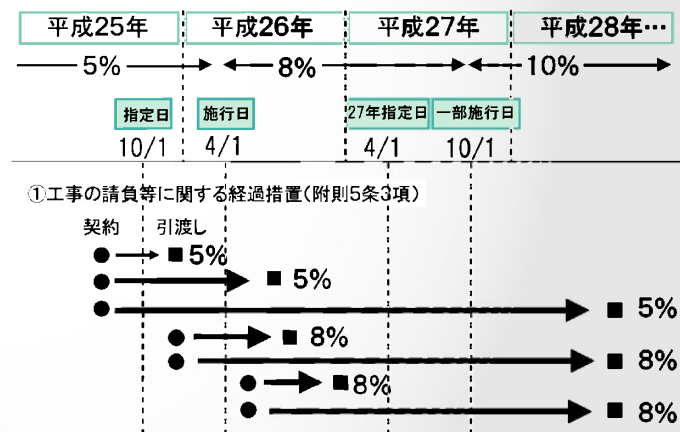
ちなみに、参考までに、平成27年10月より10%へ引き上げる予定となっていますが、その場合についても、指定日である平成25年10月1日より前に請負契約を交わした場合、引き渡しが、平成27年10月以降となっても5%の

消費となります。

対策としては、事実と反する事をしてはいけませんが、10月以降に結ぶ請負契約がある場合、契約のための条件等が整っているなどの場合は、9月中に契約を結ぶ事により、消費税は5%での契約ができる事となります。

建設工事となると、1件の売上単価が高いため、この違いが資金繰りに大きく影響してくることもあります。できる契約は9月30日までに。

出典:週刊税務通信NO.3250



パソコン レスキュー Rescue

ファイルの場所を開く



担当: 藤井俊之

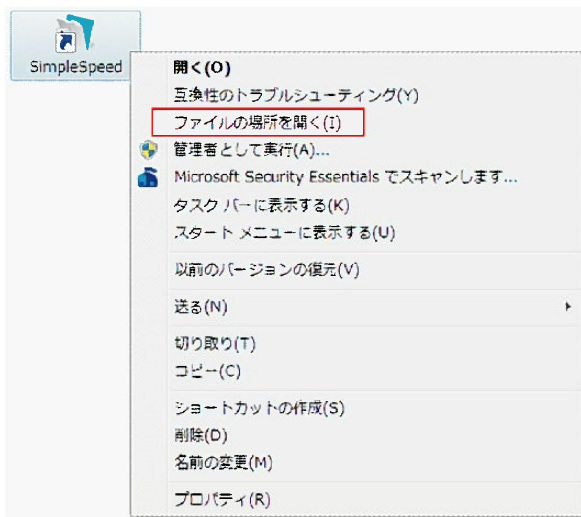
パソコンのデスクトップがファイルやフォルダで一杯になっていませんか。

そこで私は「整理箱」というフォルダを作り、思い切ってデスクトップ上のファイルやフォルダをその中に放り込むことにしました。これでしばらくは見た目の「きれいな」デスクトップを実現できます。そして、よく使うファイルやフォルダのショートカットだけをデスクトップ上に作成して使用しています。

メールにファイルを添付したり、削除したり、他の場所に移動・コピーする場合は、ショートカットではなく、元のファイルやフォルダの場所を知る必要があります。このようなときは、ショートカットのアイコンを右クリックしてコンテキストメニューを表示し、「ファイルの場所を開く」を選ぶとその場所がわかります。

※デスクトップとは、WindowsやMac OSなどのOSを起動したときに表示される基本となる操作画面のこと。

※ Windows XPの場合は、ショートカットのアイコンを右クリックしてコンテキストメニューを表示し、プロパティを選び、ショートカットタブの「リンク先を探す」ボタンをクリックします。



【ショートカットのコンテキストメニュー】

※ショートカットとは、Windowsで、別ファイルへの参照として機能する、実体のないファイルやアイコンのこと。



税務 社会保険 算定基礎について

担当: 宗盛早織

間もなく7月10日は算定基礎届の提出期限になります。

では、算定基礎とはどのような制度なのでしょうか？

被保険者が実際に受ける報酬と、すでに決定されている「標準報酬」がかけ離れないように毎年1回、原則として7月1日現在の被保険者全員について、4月・5月・6月に受けた報酬をもとに、その年の9月以降の標準報酬を決定します。決定し直された標準報酬月額は、原則1年間(9月から翌年8月まで)は固定され、納めていただく保険料額の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

この決定を「定時決定」といい、定時決定を行うために保険者(年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金)に提出する届出書を「算定基礎届」といいます。



対象の方は7月1日現在の被保険者全員です。ただし、次に該当する方は、定時決定の対象から除かれますので、本年度の手続きは必要ありません。

1. 本年6月1日以降に被保険者の資格を取得した方
2. 本年4月に昇給などによる固定的賃金の変動や賃金(給与)体系の変更により、7月に標準報酬が「随時改定」(3ヶ月平均賃金が2等級以上変動した場合の改定)される方
3. 本年5月または6月に昇給などによる固定的賃金の変動や賃金(給与)体系の変更により、8月または9月に標準報酬が「随時改定」される予定の方

税務 相続税の基礎知識

担当: 春木円加

平成25年度税制改正では、相続税の基礎控除が縮小される！と、世間を騒がせました。そこで、今回は、相続税の基礎知識として、基本的な事項についてお伝えいたします。

●どんなものに相続税がかかるのでしょうか

相続税は相続や遺贈(遺言による相続人からの意思表示)によって取得した財産の全てを課税の対象とします。不動産や金融資産だけではなく、死亡を原因として支払われる保険金や退職金も「みなし相続財産」として、また借入金などのマイナスの財産も相続税の対象とされます。

●絶対に相続しなければいけないのでしょうか

プラスの財産は欲しいけど、マイナスの財産が多い場合、相続したくないなあと思ってしまいますね、相続には3つの選択肢があり、①すべての財産を引き継ぐ「単純承認」、債務の責任範囲をプラスの財産の範囲にとどめる「限定承認」、③すべての財産を引き継がない「相続放棄」があります。ただし、②、③については**相続の開始を知った日から3ヶ月以内**に家庭裁判所に申し出なければいけませんので、注意が必要です。

●相続の順位

配偶者は無条件で相続人となりますが、相続人になることができる人や順位は民法で次のように定められています。

(第1位順位)直系卑属。子、子がいない場合には子の代わりに相続人となった人(孫など)亡くなった方より後に生まれた血族です。

(第2位順位)直系尊属。父母、父母がいない場合には祖父母のように、亡くなった方より先に生まれた血族です。

(第3位順位)兄弟姉妹。兄弟姉妹が先になくなっている場合には、甥や姪が代わりに相続人となります。これまで相続税とは無縁と思っていた方も、基礎控除の縮小により相続税がかかるようになるかもしれません。



税務 機械や設備等を取得した法人の税金特別措置について

担当: 吉村千花子



法人が特定の機械や設備等の資産を取得した場合には通常の減価償却の他に認められる特別償却の制度や一定の金額を法人税額から控除する特別控除(税額控除)の制度を利用することができます。

特別償却 通常、資産を取得した場合、全額を一度に経費にするのではなく何年かに分けて経費にする減価償却をします。特別償却はその減価償却に加えて取得価額の一定割合をプラスして経費にすることができるというものです。

特別控除 取得価額の一定割合(7% 法人税の20%を限度)を**法人税額**から直接控除できます。機械や設備等の取得価額を1000万円、償却費計算前の利益を2000万円とするとそれぞれ次の表のようになります。

取得価格10,000,000
耐用年数10年
中小企業者等の機械等の特別償却30%

償却前課税所得20,000,000
実行税率
法人税+住民税(概算)30%とする
事業税(概算)5%とする

特別償却

	普通償却	特別償却	未償却残高	所得金額	税額	税額控除	納付税額
1年目	2,000,000	3,000,000	5,000,000	15,000,000	5,250,000		5,250,000
2年目	1,000,000		4,000,000	19,000,000	6,650,000		6,650,000
3年目	800,000		3,200,000	19,200,000	6,720,000		6,720,000
4年目	640,000		2,560,000	19,360,000	6,776,000		6,776,000

特別控除(税額控除)

	普通償却	特別償却	未償却残高	所得金額	税額	税額控除 (住民税も含)	納付税額	差額
1年目	2,000,000		8,000,000	18,000,000	6,300,000	840,000	5,460,000	-210,000
2年目	1,600,000		6,400,000	18,400,000	6,440,000		6,440,000	210,000
3年目	1,280,000		5,120,000	18,720,000	6,552,000		6,552,000	168,000
4年目	1,024,000		4,096,000	18,976,000	6,641,600		6,641,600	134,400

機械などを買った初年度では特別償却の方が有利です。法人税、連動する住民税、更には事業税も減額できます。しかし、翌年以降 定率法などの償却方法では償却額が減り、トータルでは何もしないのと同じ結果となります。税額控除は初年度は7%の税額控除しかとれません。しかも事業税は控除前と変わりません。但し翌年以降は通常通り償却できます。そのためトータルで見れば7%分、税額が得をしたことになります。

最初に控除が多い方がいいか、トータルで得をした方がいいか、なんとなく借入の時の固定金利と変動金利のような話ですね。

税務 会社の健康診断

担当: 小柳博美



会社を含めた事業者は、労働者に対し、医師による健康診断の実施が義務づけられています。(労働安全衛生法66条)

そのようなこともあり、社員を対象とした**健康診断費用**や**人間ドック**による検診費用については著しく多額でなかったり、特定の人だけでなければ、**福利厚生費**で処理することができます。福利厚生費として取り扱われるための要件は下記の通りです。

【要件】

(1) 全社員を健康診断の対象者としなければなりません。

全社員にかえて、『(35歳以上、40歳以上などの)一定年齢以上の希望者を対象とする。』などとしてもよいとされます。その場合でも、その年齢以上のすべての人を対象とする必要があります。役員や特定の地位にある人だけを対象として、その健康診断等の費用を会社が負担する場合には、給与または賞与として取り扱われ、源泉所得税の課税対象になりますのでご注意ください。

(2) 検診費用を会社が直接支払うこと

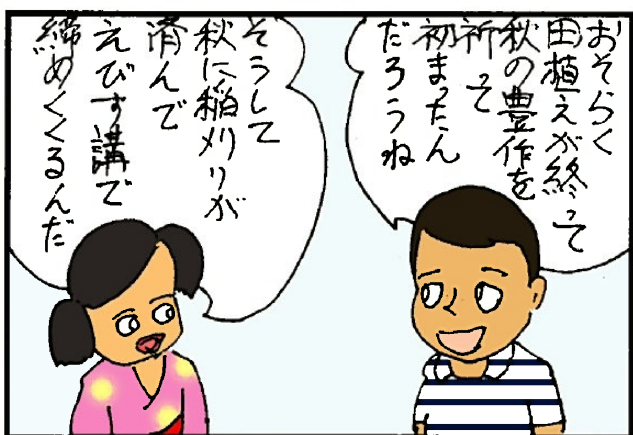
健康診断や人間ドックの費用については、会社が直接診療機関に支払わなければなりません。

(3) 検診の内容が常識の範囲内の費用であること

一般的に実施されている2、3日程度の間人間ドック検診費用(著しく多額ではないもの)であれば、福利厚生費として処理することができます。

花子32歳 おおばいろう

とうかさん



～トレンドを読む～

担当 大場史郎

スマホ（スマートフォン）やタブレット端末（タブレットとは板のこと）を使った様々なビジネススタイルが生み出されている。これらを携帯電話回線を利用して、アウトドアでインターネット経由で使うこともあるが、インドアでパソコンとして、また端末として、WiFi（ワイファイ）などの無線ランを利用して使うというものだ。たとえば、病院内で患者のカルテをアイパッドなどのタブレット端末で共有する。タブレットは持って歩けるので、患者のベットや治療室その他リハビリ室などで確認でき、その場で記録を残せる。またそのデータをサーバーを通して共有できる。一旦所定の用紙に手書きし、後で入力するという手間が省けるし、誤入力も防げる。同じように市場（いちば）などで顧客が購入した商品とその場で直接タブレット端末に入力すれば、すぐに納品書や請求書が発行できる。また在庫数などもその場で確認できる。もちろん出先でインターネット経由で利用することも可能である。

このようなシステムがスマホやタブレットを使えば、極めて安価に構築することができる。このようなシステムは今後あらゆる分野で、急速に利用されていくことだろう。

イーサッサ

イーマックでもこのたび飲食店で使うposレジシステムをipadやipodを端末にして、レジに通常のパソコンを1台置き、レシート用のプリンターとお金を保管するキャッシュドローを組み合わせ、厨房にipadを置くシステムで売り出すことにしました。ソフトのネームをさっさ、さっさ行うので、食べる英語のイートとイーマックを掛けて、「イーサッサ」としました。どういう点が便利になるかといえば、まずホール係がお客様の注文を端末に入力する。注文をいただいた料理を注文順に厨房のipadに表示して行く。調理係はでき上がった商品をipadの画面をタッチすることによって知らせる。最後の精算はテーブル番号を入力するだけで、表示されるので、入力漏れや、計算間違いはおこらない。またお客様を待たせることもない。

今後の展開として、各テーブルにipadを備え付け、写真付きのメニューを見ながら、お客様が直に注文することも考えています。

このシステムが便利なのは、入力したデータがすべてデータベースソフトのデータとして、蓄積されていくことです。これを利用して、今月の売れ筋商品や日々の売上げなどさまざまな分析ができます。さらに顧客名も登録すれば、顧客の年間お買い上げ額や掛け売りの場合の請求書発行など行うことができます。そして最後は、財務データとしてシンプルスピードに取り込むこともできます。同じようなことができるposレジシステムはすでにファミレスなどでは導入されていますが、価格を3分の1から～5分の1ぐらいに抑えることができます。またコストが削減できるだけでなくお店の要望に合わせて様々な成果物を取りだすことも可能です。たとえば、料理を注文して、できるまでの時間を料理ごとに比較したり、ホール係の誰が多く注文を取ったかなど、掴むことなどもできます。

最近ではタブレットの画素数が大きくなり、画面が大変きれいになりました。これを利用して重たい商品カタログ見本を持たずに、薄くて軽いタブレットを持ち歩く営業マンも増えました。これだと絶えず最新の商品見本を持ち歩くことも可能です。このように今後タブレットやスマホはビジネススタイルを大きく変え既存経費の大幅な見直しを可能にします。

当社はこのようなソフトも作っております。こんなのできないかなど、お気軽にご相談ください。

有給休暇管理を活用しよう！

シンプル給与での給与計算にもうワンランクアップです。

有休管理って、めんどりで残日数・付加日の管理って大変ですよね。シンプルスピードなら簡単に管理ができます。

※有給休暇の基礎日数の設定の仕方は先月号をご覧ください。

さて、今回は、実際に有給休暇を使用する場合の入力方法です。

【給与計算メニュー】から【データ入力画面】へ

[illegible]

【データ入力】 ボタンを押すと有給休暇使用届がでてきます。

[illegible]

有給を遣われた方の社員番号を押すと氏名・残日数が自動で出てくるので「使用日・事由」を入力し【戻る】ボタンで元の画面へ。

※使用単位は1日単位・時間単位など任意で入力できますが、それぞれ会社の就業規則に従ってください。

データ更新のメッセージが表示されるので【する】を選択します。

メッセージ

お知らせメールを送信しますか？

いいえ **はい**

今月の使用分が更新され、残日数も変更になりました。

給与明細書入力1の 基本情報入力														
メニュー 新規 基本情報 給与計算 給与明細 給与振替 支払 受取 交通費 控除簿 振込先														
年度表示: 2013 年度 金口表示 パート 新規 複製 削除 社員情報更新 社員一覧 給与入力 給与印刷 自動計算 給与入力 更新														
対象年月日: H25/5/1 ~ H25/5/31 年度 5/01 年月分 H25年 5月分 迄日 H25/5/31 決定														
コード	品名	部	割	区分	出納 日付	勤続期間	賃金	受本給	解任 日付	日額	福利	税金	社会	健康
1	大場 太郎	000 事務部		月給			500,000	500,000					49.1	49.1
2	大場 太郎	000 事務部		月給			390,000	390,000			1.00		49.1	28.0
3	大場 太郎	000 事務部		月給			200,000	200,000					16.7	16.7
合 計							1,090,000	1,090,000						

これで、残日数の把握もでき、利用履歴も検索できるので 労働トラブルの解消にも役立ちますね！

有給休暇更新ページより、便利な有給届出用紙も印刷できます。

有紀室出用紙		最上日		年	月	日
仁義室年	和漢	氏名				
		印				
日時	年 月 日 (日曜)		時 分 ~ 時 分 (曜夜陽陰 陽陰)			
事由			姓 名			
			印			

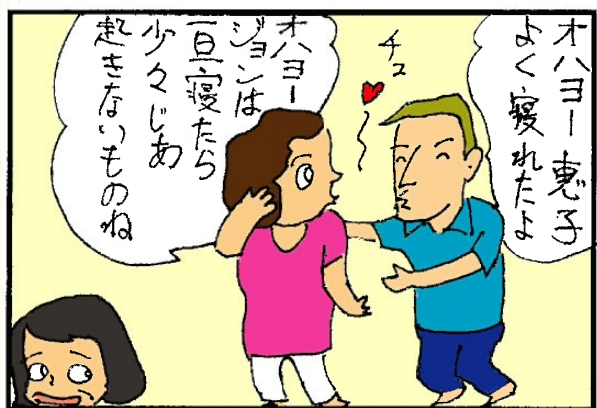
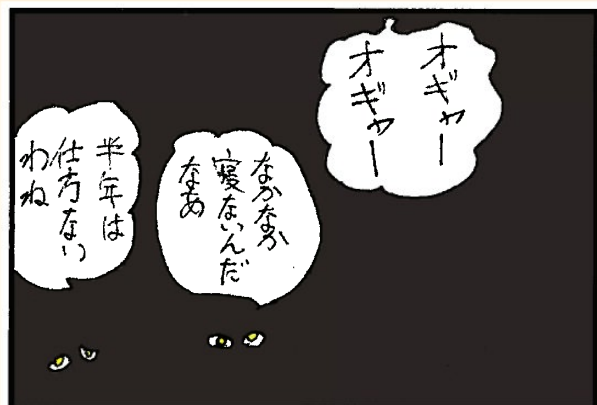
大工のゲンさん家Ⅱ

帰ってきた大工のゲンさん

夜泣き



おおばらう



弊社ホームページにいままでのタクティクスが載っています。ぜひご覧ください。http://www/kaikei.co.jp

事務所からのお知らせ

宮本佳依

◆労働保険の年度更新

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を保険年度として計算します。その額はすべての労働者に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。保険年度ごとに概算で保険料を計算することになっており、申告及び保険料の納付は毎年**6月1日から7月10日までの間**にしなければなりません。書類が届きましたら、各担当者へご連絡ください。

◆社会保険の算定基礎届

算定基礎とは、社会保険料の額を年に一度算定し直すものです。その年の4・5・6月に支給された給与(交通費・手当等も含みます)の平均を算出し、その額で標準報酬月額を算定します。この算定基礎届は、**毎年7月10日までに**提出しなければなりません。書類が届き次第、各担当者へご連絡ください。

◆源泉所得税の前半分の納付

給与等の源泉所得税の納期の特例を受けている事業所は、源泉徴収した所得税を半年分まとめて納付する事が出来ます。前半分である1月1日から6月30日までの源泉所得税の**納付期限は7月10日(水)まで**です。

セミナーのお知らせ

当事務所では、いろいろなテーマで毎月セミナーを開催しております。次回、7月8日(月) 税理士 大場史郎

「知って得する。住宅取得にかかる贈与あれこれ」

場所: 大場税務会計3階 会議室

時間: 13:30~15:00

定員: 20名程度 《入場無料》

持ち物: 筆記用具

ご多忙中とは存じますが、ご参加くださいますようお願い申し上げます。関与先以外のかたも、お誘い合わせのうえお越しください。

お車でご来場のかたは、近隣のコインパーキングのご利用をお願い申し上げます。

編集後記

田熊 美里

今、2歳の息子は自動車全般と、サイレンカー、工事車両や電車が大好きです。

先日は、「新幹線」を見に広島駅へ行ってきました。今まで新幹線を見るためだけに駅に行ったことなどなかったのですが、新幹線が入ってくるときに押されてくる風やスピードに、こちらまでワクワクしました。ピタリ時間通りに運行される場所など、さすが日本だなとも感じました。

息子と一緒に、いろんな新幹線や特急の名前を覚え中なので楽しく見る事ができたのですが、広島駅では入ってくる新幹線もあまり多くないし、特急も走っていないので、見られる種類が少なく、もっと大きな駅に行ってみてみたいと思いました。

新幹線の線路のゆがみや信号電流状況などを検測しながら走る「ドクターイエロー」という黄色の新幹線が時々走っていて、広島駅にも入ってくるのでぜひ見てみたいです!

見ると幸せになれる「黄色い新幹線」です。